

【事例4】

〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇 様

起業者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇  
〇〇市  
上記代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により事業の認定を受けたいので、申請いたします。

記

1 起業者の名称

〇〇市

2 事業の種類

〇〇市〇〇公民館移転改築事業

3 起業地

イ 収用の部分 〇〇〇〇〇〇市〇〇〇〇町字〇〇〇〇地内

ロ 使用の部分 な し

## 【事例4】

### 4 事業の認定を申請する理由

〇〇市〇〇公民館移転改築事業は、社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第20条の目的のため、同法第21条1項に基づき〇〇市が計画的に設置・整備するものであり、土地収用法(以下「法」という。)第3条第22号に該当する事業です。

本市の公民館は、住民が歩いて通える距離に公民館を配置することで、「地域の人が集まれる場所」になると考え、1小学校区に1公民館の設置を目指し、昭和〇〇年代から公民館の整備を進めてきました。

現在、市内には44の公民館が設置され、平成〇〇年度年間利用者は885,245人で、多くの方が利用する施設となっていますが、近年は施設の老朽化が著しく、公民館の改築・改修が課題となっています。

今回、移転改築を計画している〇〇公民館は、昭和〇〇年に建設された施設で、建設されてから〇〇年が経過し老朽化も進んでいることから、安全で利用しやすい公民館の整備を進めていくことが急務となっています。また、災害時には地域の災害対策の拠点となる施設ですが、周辺道路が狭いことから災害時の拠点施設として機能を十分に果たせないことも考えられます。

こうした状況に対処するため、〇〇市第5次総合計画(平成〇〇年〇〇月策定)及び〇〇市第5次総合計画 後期計画(平成〇〇年〇〇月策定)並びに〇〇市教育ビジョン(平成〇〇年〇〇月策定)に掲げられている社会教育施設の学習環境の整備を具現化させる事業として、〇〇市〇〇公民館移転改築事業を施工し、地域の拠点となる安全で利用しやすい公民館の整備を図るものです。

建設予定地については、〇〇地区において小中学校、市民サービスセンター、デイサービスセンター、学童クラブ等が集積している場所の周辺を選定し、この地区に1,654㎡の用地を取得しようとするものです。当該予定地は農業振興地域に所在するため、農振除外を行う必要がありますが、本市農政部農林課と事前協議したところ除外の見込みがあるとの返答をいただいています。

また、この事業に必要な土地については、平成〇〇年〇〇月より土地所有者及び関係者〇〇名と用地取得の協議を重ねており、土地所有者及び関係人は、本件事業の事業計画に対する必要性及び公共性を認め、用地の取得については原則的に了解しておりますが、事業の円滑な推進を図るため、あらかじめ事業の認定を申請するものです。

## 【事例 4】

(別添 1)

### 事業計画書

#### 1 事業計画の概要

近年、地域社会における課題が多様化しているなか、地域づくりや人づくりの重要性が問われています。他方、市民活動やNPOの活発化、団塊世代の地域貢献など人びとの社会参加意識が高まるなか、市民の主体的・自立的な活動とその支援が求められています。

こうした課題の解決には、地域の間人関係を育み、家庭、学校や公民館などの社会教育関連施設、地域の各種団体、NPO、企業などの連携を深める学習や活動を実践し、それを地域づくりに活かしていくことが求められます。こうした地域づくりや人づくりを支える学習活動を継続していくことは、地域力を育み、高めていくことにつながります。

そこで本市では、平成〇〇年〇〇月に〇〇市生涯学習推進計画を策定し、市民主体の生涯学習社会の実現を目指してきました。

その後、合併などの社会状況の変化に伴い、新たな生涯学習社会の創造のための指針である新・〇〇市生涯学習推進計画を平成〇〇年〇〇月に策定し、「地域力を育む生涯学習社会の創造」をその基本理念とし、この基本理念を具現化していくために、「学ぶ」、「活かす」、「繋ぐ」、「創る」を基本目標として、一体的かつ継続的に地域力を育む生涯学習社会の実現に向けて取り組んでいます。

こうした取組みを推進していくうえで拠点施設となる本市の公民館は、築後 30 年を経過した公民館が全体の 63%を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

今後は、計画的な改修・改築を行い、安全で利用しやすいユニバーサルデザイン等に配慮した人に優しい学習施設の充実が必要となります。

こうした状況を背景として、第 5 次〇〇市総合計画(平成〇〇年〇〇月策定)及び〇〇市第 5 次総合計画後期計画(平成〇〇年〇〇月策定)並びに〇〇市教育ビジョン(平成〇〇年〇〇月策定)に基づき、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの 3 ヶ年事業として、今回申請に係る〇〇市〇〇公民館移転改築事業を施行するものです。

施設としては「公民館本体」及び「駐車場」からなり、「公民館本体」は、集会室、会議室、実習室、和室、事務室及び談話コーナー等を設置し、地域づくりや人づくりを支える学習活動を企画・支援し、地域力を育み、高めていくとともに、安全で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい施設とします。駐車場は、自家用車による来館を考慮し、24 台程度の駐車台数を確保した施設とします。

なお、施設完成後は、〇〇市公民館条例(昭和〇〇年〇〇月〇〇日条例第〇〇号)に基づき、施設の管理及び運営に万全を期す所存です。

## 【事例4】

### (1)土地利用計画

区分	建物敷地	駐車場等	計
面積㎡	315	1,399	1,654
備考	本体事業	本体事業	

※建物敷地面積は、玄関ポーチ、スロープ、テラス、非常外階段等1階床面積に含みませんが、建物として必要な機能を要する部分を含めて敷地面積としました。

### (2)本体事業

〇〇市における公民館設置の現状を考慮した結果、計画施設の内容は次のとおりです。

#### ア 施設の設置運営基準

文部科学大臣の定める「公民館の設置及び運営に関する基準」に適合した施設です。

#### イ 施設の内容

区分	床面積㎡	用途
1階	264	ロビー、会議室、実習室、和室、談話コーナー、事務室、エレベーター、その他
2階	236	集会室、図書室
計	500	

ウ 配置予定職員数 3名(館長1名、職員2名)

エ 駐車場面積(818㎡、駐車可能台数24台)については、〇〇市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号)に基づき算定しました。

## 2 事業の開始及び完成の時期

区分 時期	全体計画	備考
開始	平成〇〇年〇〇月	
完成	平成〇〇年〇〇月	

## 3 事業に要する経費及びその財源

### (1)事業に要する経費(単位：千円)

区分 年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	計	備考
用地費	30,046			30,046	
工事費		12,032	254,715	266,747	
計	30,046	12,032	254,715	296,793	

### (2)事業費の財源(単位：千円)

区分 年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	計	備考

#### 【事例4】

一般財源	30,046	12,032	254,715	296,793	
地方債					
県補助金					
土地開発公社					
計	30,046	12,032	254,715	296,793	

#### 4 事業の施行を必要とする公益上の理由

〇〇地区は、〇〇市の南東部に位置し、〇〇川に沿った田園地帯と〇〇丘陵に挟まれ、南北約2.8km、東西5.8kmと東西に長く、幹線道路及び鉄道に沿って集落が伸び、細長い集落を形成していることが特徴となっています。

地区の北西から南東にかけての中心部を主要地方道〇〇〇〇線、東側南北にかけて一般県道〇〇〇〇線、南側東西にかけて一般県道〇〇〇〇線がとおり、幹線以外は比較的細い道路が多く、〇〇市〇〇町、〇〇市方面と〇〇、〇〇市街地等への抜け道的な利用が多くなっています。今後、当該地域には主要地方道〇〇〇〇線のバイパス工事が予定されており、地域の交通の利便性の向上や通勤等での自動車の通過が多くなることが見込まれます。

公共交通機関は、主要地方道〇〇〇〇線と一般県道〇〇〇〇線に並行する形で〇〇電鉄が運行され、ほかに路線バスとして市内循環バス「〇〇〇〇」が運行しています。

〇〇地区(〇〇団地を除く。以下同)の人口(住民基本台帳に基づく。以下同)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在で6,895人となり、平成〇〇年の6,885人と比較すると10人増加しています。

高齢化率(65歳以上)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在で29.28%、平成〇〇年の25.19%と比較すると4.09%上昇しており、〇〇市全体の25.61%と比較すると3.67%高くなっています。

〇〇公民館の利用状況は、平成〇〇年度実績は17,350人で、平成〇〇年度実績の17,001人と比較すると349人の増加となっています。

〇〇市の地区公民館平均の18,038人と比較すると、おおよそ平均的な利用実績であり、38館ある地区公民館では20番目に利用の多い公民館です。

当該公民館に登録し活動している団体は26団体あり、その他登録せずに公民館を利用している団体は、区長会、町内会、長寿会、婦人会等があります。

公民館利用者の交通手段は、自家用車が65%、自転車13%、徒歩15%、その他7%と自家用車の比率が多くなっています。

当該公民館周辺の道路は幅員が非常に狭く、公民館前の〇〇市道〇〇号線が4mから4.3m、主要地方道〇〇〇〇線から公民館前の道に入るための〇〇市道〇〇号線の幅員は3.5mであり、自動車のすれ違いが困難な状況であり、公民館利用者にとって利用しづらいことの原因のひとつとなっています。

当該地域は高齢化が進んでいることから、公民館周辺の道路の幅員が狭いことは、自動車や自転車、徒歩等の移動手段を問わず、高齢者の交通事故につながる可能性が高まり、公民館としての利便性が低下するだけでなく、公民館が災害の被害を受けたり、火災が発生した場合は、緊急車両の通行に支障を来すおそれがあります。

移転後の駐車台数は24台で、現状の駐車台数を下回りますが、駐車場については隣接の土地の

## 【事例 4】

貸借や、近隣に整備されている公共施設の駐車場を共用する計画となっており、駐車場不足が解消され、公民館利用者の利便性が向上します。

平成〇〇年に実施した耐震診断では、公民館躯体の耐震性能は A2 と診断され、耐震性能は高いと評価されました。内部間仕切壁に使用されているコンクリートブロック壁は非構造部材とされ、指摘外とされましたが、当該公民館の後に行われた 14 公民館の耐震診断では、コンクリートブロック壁については撤去、改修の必要性が指摘されています。

また、当該公民館は建設後〇〇年が経過し、施設の老朽化による雨漏りの問題や、会議室の数が足りないこと、階段が急傾斜で上り下りが大変なこと、2 階にトイレ・水周りが無いこと、日当たりが悪く部屋や廊下が暗いことなど、施設自体に問題がありますが、現在の施設にエレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー設備を設置するスペースがありません。

こうした設備を設置するには、大規模な改修工事を行い、当該部分を増築する必要がありますが、大規模な改修工事を行っても建物の耐用年数が延びるわけではなく、費用対効果の面からも困難なため、生活弱者に優しく、車社会にも対応できる公民館の移転改築について、地域から要望書が提出されています。

さらに、当該公民館は、「〇〇市地域防災計画(平成〇〇年〇〇月改定)」により、市内 12 箇所に設置される災害時現地登庁場所に指定されており、災害発生時には〇〇南部の被害状況の確認などを行う拠点施設となりますが、周囲に民家が密集し、道路の幅員が狭い状況では、災害時には通路の確保も困難な状況になることが予想され、迅速で的確な対応ができる施設の整備が求められています。

この現状を改善するため、〇〇地区のどの地区にも移動がしやすく小学校や市民サービスセンターなどの公共施設が集中し、道路や公共交通機関等が整備された地域に移設し、災害時にも的確に対応することができ、安全安心で誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した設計による公民館を整備するため、今回申請に係る〇〇公民館移転改築事業を施行するものです。

なお、本件事業の実施に伴い、希少な野生動植物への影響については、〇〇県環境森林部自然環境課に照会したところ、起業地内には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく、保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていませんが、起業地内において、保護のため特別の措置を講ずべき動植物を発見したときは、所管官庁に報告し、適切に対処します。

また、文化財への影響については、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく、周知の埋蔵文化財包蔵地の〇〇遺跡が存在しているため、〇〇市教育委員会から、用地取得完了後に試掘・確認調査を実施するよう指示を受けており、この指示に従い対応いたします。

当該候補地は、農業振興地域に所在しているため、周辺農地への日照等への影響に注意し、隣接地への一般住宅には、騒音や振動について設計段階で影響を考慮します。

建物が整備されることにより、ホールや会議室はもとより、談話スペース・地域学習スペースなども整備されエレベーターや多目的トイレの設置、車椅子用のスロープや車椅子でも通行できる廊下や出入り口の設置、階段や廊下等への手すりの設置など、ユニバーサルデザインによる設計が導入でき、いままで公民館で活動がしづらい、活動ができなかった方なども活動できるようになります。

また、誰でも使いやすく集まりやすい施設とし、地域の方に開放することにより、地域人材の

## 【事例4】

発掘や取り込みができ、豊かで充実した人生を送るための取組みが促進されます。

当該候補地は、道路等が整備されている地域であり、来館する際の利便性や安全性が向上し、交通事故等の危険性が軽減されます。地域の防災拠点としての観点からも、最新の施設とすることで耐震性が高くなり、災害時の緊急車両の通行も容易になり、災害発生時には他施設と連携を取るなど様々な対策が取りやすく、災害に対する対応も非常にスムーズになることが見込まれます。

また、当該候補地周辺は公共施設が集中していることから、地域の方々の利便性が大幅に向上することが見込まれます。

将来的には、主要地方道〇〇〇〇線の整備が見込まれ、当該建設予定地へのアクセスが容易になり、現状以上に地域の拠点施設として活用することも可能になると考えられます。

以上のことから、本事業の実施により、得られる公共の利益は極めて大きいものと確信しております。

### 5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びに必要とする理由

#### (1)事業に必要な土地の面積

##### ア 収用の部分(単位:㎡)

区分 地目	本体事業	附帯事業	関連事業	計	備考
田	1,654			1,654	
雑種地					
水路敷					
計	1,654			1,654	

##### イ 使用の部分 なし

#### (2)起業地内にある主な支障物件の種類及び数量 なし

#### (3)これらを必要とする理由

上記の土地は、事業計画の概要で述べた〇〇市〇〇公民館移転改築事業に必要な最小限の用地です。

### 6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

#### (1)本体事業

〇〇市〇〇公民館は、〇〇小学校区を対象地区として、地区住民の活動拠点として設置するもので、設置位置としては、〇〇地区のどの地区にも移動がしやすく、災害時にも的確に対応することができる場所であり、小・中学校や市民サービスセンター等の公共施設も集積していることから、公民館で事業や会議を行う場合に駐車場を融通できる〇〇町を選定しました。

さらに、〇〇町において、①交通の利便性が良いこと、②周辺環境が良いこと、③土地利用状況等を条件に3箇所の候補地を選定し、比較検討を行いました。その結果は、別表起業地選

## 【事例 4】

定比較表のとおりですが、各候補地に関する所見は次のとおりです。

### 候補地 A 案(〇〇町字〇〇地内)

候補地 A は、北側を〇〇市道〇〇線と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ 300m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ 600m のところにあるため交通の利便性に優れています。

周辺環境としては、候補地は〇〇小学校、〇〇幼稚園、市民サービスセンター、デイサービスセンター、ショートステイ、学童クラブ、〇〇ふれあい館と公共施設が集積された地域であり、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。

土地の利用状況としては、農業振興地域であり、農地として耕作されています。

農業振興地域の除外については、南側隣接地に一般住宅が建設されていることから、除外見込みはあるとの回答を〇〇市農政部農林課からいただいています。

土地の諸条件としては、北側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。

土地面積については、現状の公民館用地と比較して 315 m<sup>2</sup>大きくなりますが、公民館のユニバーサルデザインを取り入れた設計や、公民館事業や公民館利用者にとって不可欠な駐車台数を確保するために必要な面積です。

接道は北側の〇〇市道〇〇線の車道部分の幅員が 8m、西側は〇〇市道〇〇号線が 4.9m と 2 方が道路となっているため、交通の便が非常に良く、北側に道路があることから周囲の農地の日照についても比較的影響を与えにくい土地となっています。

また、上水道が西側道路に埋設されているため、上水道の引き込み工事の経費も軽減が図れます。

下水道についても、西隣の〇〇市デイサービス〇〇友の家の北側〇〇市道〇〇線まで来ているため、約 50 メートルと自費工事の経費も比較的軽減を図ることができます。

以上の理由から、候補地 A は起業地として最適であります。

### 候補地 B 案(〇〇町字〇〇地内)

候補地 B は、西側を〇〇市道〇〇号線と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ 360m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ 710m のところにあるため交通の利便性に優れています。

周辺環境としては、候補地は〇〇小学校、〇〇幼稚園、市民サービスセンター、デイサービスセンター、ショートステイ、学童クラブ、〇〇ふれあい館と公共施設が集積された地域であり、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。

土地の利用状況としては、農業振興地域であり、農地として耕作されています。

農業振興地域の除外については、北側隣接地に農業振興地域の除外を行った農地があることから、除外見込みについてはあるとの回答を〇〇市農政部農林課からいただいています。

土地の諸条件としては、西側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。

また、接道は西側の〇〇市道〇〇号線の幅員が 4.9m であり、通行する自動車同士のすれ違いが比較的困難となる場合があります。

当該土地の周囲は、西側の道路を除く 3 方が農地となっているため、建築基準法(昭和 25 年

#### 【事例 4】

法律第 201 号)第 56 条の 2「日影による中高層の建築物の高さの制限」により、公民館建設にあたって制約が生じる可能性があります。

土地面積については、現状の公民館用地と比較して 1,000 m<sup>2</sup>程大きくなり、1,500 m<sup>2</sup>を基準として用地取得を検討しているため、計画以上の用地買収費が必要となります。

上水道については西側道路に埋設されているため、上水道の引き込み工事の経費軽減が図れますが、下水道については、下水道の引き込み口から約 120m と距離があり、候補地の中では自費工事の経費は多くなります。

以上の理由から、候補地 B は起業地として不適格であると判断いたしました。

#### 候補地 C 案(〇〇町字〇〇地内)

候補地 C は、東側を〇〇市道〇〇号線と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ 320m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ 680m のところにあるため交通の利便性に優れています。

周辺環境としては、候補地は〇〇小学校、〇〇幼稚園、市民サービスセンター、デイサービスセンター、ショートステイ、学童クラブ、〇〇ふれあい館と公共施設が集積された地域に近く、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。

土地の利用状況としては、農業振興地域からはずれた区域ですが、〇〇小学校が体験農場として利用しており、農地として耕作されています。

土地の諸条件としては、東側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。

また、接道は東側の道路の幅が 4.2m と比較的狭いため、通行する自動車同士のすれ違いが困難となっています。

当該土地の周囲は、北側が農地となっているため、建築基準法第 56 条の 2「日影による中高層の建築物の高さの制限」により、日照の関係で公民館建設にあたって制約が生じる可能性があります。

土地面積については、現状の公民館用地と比較してほぼ同面積です。

上水道については近くまで配管されていないため、上水道の引き込み工事の経費がかかります。

また、下水道は下水道の引き込み口から約 90 メートルと距離があり、候補地の中では自費工事の経費は比較的多くなります。

以上の理由から、候補地 C は起業地として不適格であると判断いたしました。

以上のとおり、3 案を総合的に比較検討した結果、候補地 A が本申請地として最も妥当であり、本起業地に〇〇公民館を建設することは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと確信いたします。

【事例4】

起業地選定比較表

番号	候補地 A(起業地)	候補地 B	候補地 C
所在	〇〇市〇〇町字〇〇〇〇	〇〇市〇〇町字〇〇〇〇	〇〇市〇〇町字〇〇〇〇
交通条件	北側を〇〇市道〇〇線、西側を〇〇市道〇〇号と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ300m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ600mの位置にあり、北側の接面道路は車道部分が8mあることから交通の利便性に優れています。(優)	西側を〇〇市道〇〇号と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ360m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ710mに位置していますが、候補地の接面道路の幅員が4.9mと比較的狭く、交通の利便性は劣ります。(可)	東側を〇〇市道〇〇号と接し、主要地方道〇〇〇〇線からおおよそ320m、一般県道〇〇〇〇線からはおおよそ680mに位置していますが、候補地の接面道路の幅員が4.2mと比較的狭く、交通の利便性は劣ります。(可)
周辺環境	候補地は公共施設が集積された地域であり、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。(優)	候補地は公共施設が集積された地域であり、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。(優)	候補地は公共施設が集積された地域に近く、〇〇地域各地区から集まるのに適したほぼ中央付近となっています。(可)
土地利用状況	候補地周辺は農業振興地域の農用地に指定された農地で耕作されていますが、〇〇市道〇〇線と一般住宅にはさまれ、周辺農地への影響は少ない土地です(優)	候補地は農業振興地域の農用地に指定された農地であり、耕作されています。(可)	候補地は農業振興地域ではありませんが、〇〇小学校の体験農場として耕作されています。(可)
地形地質	北側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。(優)	西側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。また、西側の道路を除く3方が農地となっているため、日照の関係で公民館建設にあたって制約が生じる可能性があります。(可)	東側道路からは多少の段差があり、田であるため土盛り等の整地や擁壁の設置など行う必要があります。また、北側が農地となっているため、日照の関係で公民館建設にあたって制約が生じる可能性があります。(可)
一団の土地	一団の土地で1,654㎡の用地確保が可能です。(優)	一団の土地で2,384㎡の用地確保が可能です。計画と比較しておおよそ1,000㎡大きくなり、用地買収費が必要となります。(可)	一団の土地で1,384㎡の用地確保が可能です。(可)
工事	盛り土等の処置が必要です	土地の造成及び工事は容易	土地の造成及び工事は容易

【事例4】

<p>の難 易 度、 経費 等</p>	<p>が土地の造成及び工事は容易であり、施設の配置及び整備に好適な形状をしています。上下水道は当該場所付近に埋設されているため比較的経費は抑えることができます。(優)</p>	<p>ですが、盛り土等の処置が必要です。施設の配置及び整備には日照への配慮が必要です。上水道は当該場所付近に埋設されているため比較的経費は抑えることができますが、下水道は他の候補地と比較すると距離があります。(可)</p>	<p>ですが、盛り土等の処置が必要です。施設の配置及び整備には日照への配慮が必要です。上下水道は当該場所付近に埋設されていないため比較的経費はかかります。(可)</p>
<p>総合 評価</p>	<p>(優)</p>	<p>(可)</p>	<p>(可)</p>